

案件概要書

2015 年 6 月 30 日

1. 基本情報

- (1) 国名：ウズベキスタン共和国
- (2) プロジェクトサイト／対象地域名：ウズベキスタン国内全域
- (3) 案件名：人材育成奨学計画（The Project for Human Resource Development Scholarship）
- (4) 事業の要約：ウズベキスタンで将来指導的地位に就くことが期待される若手行政官等が本邦大学院において学位（修士）を取得することを支援することにより、同国の開発課題の解決に寄与し、もって民間セクターの活性化に資する行政・法基盤の整備及び民間セクター実務人材の育成に寄与するもの。

2. 事業の背景と必要性

- (1) 当該国における中核人材育成分野の開発の現状・課題及び本事業の位置付け  
ウズベキスタンにおいては、各開発課題を取り扱う政府機関・関係省庁の職員・組織・制度・財政等の能力・体制が、取り組むべき課題に比して総じて不足しているという現状がある。したがって、いずれの援助重点分野においても、行政能力の向上と制度構築が最大の課題であり、その中核となる行政官等の育成が期待されている。
- (2) 中核人材育成分野に対する我が国の協力方針等と本事業の位置付け  
2012 年 4 月に策定された「対ウズベキスタン共和国国別援助方針」では、「経済成長の促進と格差の是正に向けた支援の実施」を基本方針として、重点分野を①「経済インフラの更新・整備（運輸・エネルギー）」、②「市場経済化の促進と経済・産業振興のための人材育成・制度構築支援」及び③「社会セクターの再構築支援（農業改革・地域開発、保健医療）」としている。本事業は、重点分野②「市場経済化の促進と経済・産業振興のための人材育成・制度構築支援」の開発課題「民間セクターの活性化に資する行政・法基盤の整備、民間セクター実務人材の育成」に合致する。また、本事業では、サブプログラム（JDS 援助重点分野）3 項目（「経済インフラの更新・整備」、「市場経済発展と経済・産業振興のための人材育成・制度構築支援」及び「農村・地方開発」）を設定しており、いずれも我が国援助方針との合致が認められる。
- (3) 他の援助機関の対応  
ウズベキスタンにおいて類似事業を実施するドナーとしては、主にアメリカ、ドイツ、韓国が挙げられるほか、国際通貨基金（IMF）やアジア開発銀行（ADB）等の国際機関による奨学金事業もある。
- (4) 本事業を実施する意義  
本事業は、ウズベキスタンの開発課題及び我が国の援助方針に合致しているのみならず、「インフラシステム輸出戦略」など、我が国の重要政策にも沿っていることから、本事業を無償資金協力として実施する意義は高い。

### 3. 事業概要

#### (1) 事業概要

① 事業の目的：ウズベキスタンで将来指導的地位に就くことが期待される若手行政官等が本邦大学院において学位（修士）を取得することを支援することにより、同国の開発課題の解決に寄与し、もって民間セクターの活性化に資する行政・法基盤の整備及び民間セクター実務人材の育成に寄与するもの。

#### ② 事業内容

1) 実施内容：本事業は、ウズベキスタンの中央政府の若手行政官等を対象に毎年最大 15 名の留学生が、本邦大学院において、ウズベキスタンにおける優先開発課題の分野での学位取得を目的として留学するのに対して、必要な経費を支援するもの。また、優先課題へより具体的に対応するべく 4 期分の計画を事前に策定し、同一大学にてより戦略的・効果的な受入れを同期間継続的に実施する。

#### 2) コンサルティング・サービス／ソフトコンポーネントの内容：

- ・ 留学生の滞日に関し、来日準備、留学中のモニタリング、帰国準備等を行う。
- ・ 翌年度来日留学生の募集選考支援を行う。
- ・ 留学生への奨学金支給、大学への授業料等支払いを行う。

#### ③ 他の JICA 事業との関係：なし

#### (2) 事業実施体制

① 事業実施機関／実施体制：高等中等専門教育省（Ministry of Higher and Vocational Education）

② 他機関との連携・役割分担：特になし

③ 運営／維持管理体制：

本事業の円滑な実施のために、ウズベキスタンにおいて運営委員会を設置する。運営委員会は、以下の通り、ウズベキスタン政府関係者及び日本側関係者で構成され、次年度の方針に係る協議への参加や留学生最終候補者の決定等を主に行う。

運営委員会の構成：閣僚会議、高等中等専門教育省、対外経済関係投資貿易省、在ウズベキスタン日本国大使館、JICA ウズベキスタン事務所、日本人材開発センター

#### (3) 環境社会配慮

① カテゴリ分類 ☐A ☐B ☒C ☐FI

② カテゴリ分類の根拠：本事業は「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010 年 4 月公布）上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

(4) 横断的事項：特になし

(5) ジェンダー分類：分類未定

(6) その他特記事項：特になし

### 4. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

前回（2013～2016 年度）のウズベキスタンに対する「人材育成奨学計画」では、協力準備調査によって 4 年を通じて対象セクター及び募集対象機関を固定し留学生を受け入れる計画を設定し、事業を実施した。その結果、年度毎に対象セクター及び募集対象機関を

決定していた従前の事業と比べ開発課題との整合性をより明確にすることができた。

今回（2016～2019 年度）に関しても、4 年を通じて対象セクター及び募集対象機関を固定し留学生を受け入れる計画とする。そのために、協力準備調査を実施し、中核人材育成分野の課題を明確にし、より適切な人材を多くの候補者から選出できるよう適切な対象セクター及び募集対象機関の選定を図る。

以 上